

「事務の共同実施だより」

平成21年7月7日

第8号

白石町学校運営支援室

しろいし

諸手当調査について

毎年7月1日現在で受給している扶養手当・住居手当・通勤手当の受給要件の確認が行われます。下記に注意のうえ事務室または事務担当者へ提出してください。

- ◎「扶養手当」・・・被扶養者の所得が以前よりも増えていないかなど。
(必要な書類) 所得証明書・年金改定通知書・確定申告の写し・源泉徴収票など
- ◎「住居手当」・・・賃貸借契約の期限が切れていないかなど。
(必要な書類) 最新の家賃領収書等・契約期間確認書など
- ◎「通勤手当」・・・他に通勤経路がないか、新しい道路ができていないかなど
(確認すること) 現在の通勤経路の再計測と他に利用できる経路の計測



年休の累計がややこしい!?

4月から勤務時間がどの所属も7時間45分になりました。これに伴って、年休の取得については、これまで4/8の分数表示でしたが7時間45分になってからは4:00という表示になりました。取得単位も1日(7時間45分)又は1時間若しくは30分ですので、例えば16:45勤務終了で16:00から取得の場合は、1:00となり15分損をしたことになります。



知っておきたい休暇制度(子の看護休暇)



職業生活と家庭生活の両立を図るための環境を整備する観点から、その両立を支援するための施策の一つとして創設されました。

- ・対象となるのは、職員が養育する実子、養子及び配偶者の子で、12歳に達する日の属する年度の3月31日までの子(小学校6年生まで)です。
- ・与えられる日数は年(暦年)に5日を超えない範囲内、対象となる子が2人以上の場合は6日を超えない範囲内です。
- ・休暇の単位は1時間又は30分単位で7時間45分をもって1日単位に換算します。
- ・夫婦ともに職員である場合は要看護者に対して、夫婦それぞれに取得できます。
- ・「看護」とは負傷・疾病の治療や療養、看病を言い、リハビリ・健康診断・予防接種などは含みません。負傷、疾病の確認については医師の診断書などの提出までは義務付けるものではありませんが必要に応じて求められる場合もあります。

備品の整理・施設点検について

皆様、御協力ありがとうございました。今年度の備品も夏休み中には、納品が完了する予定です。購入した備品は、授業等で大いに活用して頂きたいと思います。

今回は、備品の整理と施設の点検について、お願いとお知らせをします。

備品整理の意義としては、① 備品の状況を確認し、メンテナンスを行う。
② より効果的な授業が展開できるように、学校にどのような備品があるかを把握し、備品を活用する。③ 現有物や現有数を確認し、不足している備品については次年度に予算要求する。などがあります。

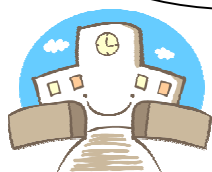
夏休みには是非、時間を見つけて整理をお願いします。

出来れば備品整理は、一人でするより、複数で作業をおこなった方が効率的ですよ。



次に 施設の点検 ですが、これも各校の施設の状況を確認する上で大事なことです。全職員で点検や作業をお願いします。教職員みんなで協働作業をしていきましょう。

おじゃまします



来年度の予算要求に向けて各小中学校の修繕箇所等の把握のため、町教育委員会事務局・町財政課・学校長・事務職員で8月20日(木)に各校を訪問させていただく予定です。当日は皆様方にご迷惑をおかけしますが、よろしくをお願いします。

おねがい

気をつけよう

夏季休業中は、出張簿・年休簿・休暇承認簿・職免簿など、服務に関係する帳簿に記入することが多くありません。

これらは、まとめて記入すると、誤りも多くなるようです。その都度処理しましょう。

特に、出張簿に記入が無いと出張旅費の請求が出来ません。

“出張に行く前に記入”
(変更のある場合は必ず訂正)

を習慣にしましょう。

平成21年度より
人間ドック等のすべてのコース(配偶者ドックも含む)の受診期間が、4~11月末日に変更になりました。

受診の際は必ず受診票をご持参下さい。
職免簿への記入もお忘れなく!

★共同実施だより『しろいし』はWebでもご覧になれます。

<http://shiroishijimu.blog17.fc2.com/> ← アクセスお待ちしております。

